

令和5年度第1回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会における委員からの主な意見

整理番号	委員からの意見		担当課	対応案		
	発言委員	内容		回答	次期計画への反映有無	反映箇所
1	楠目委員	・あったかふれあいセンターへの社会福祉法人職員の積極的な参加に対する県の支援をお願いしたい。	・地域福祉政策課(推進)	社会福祉法人職員の積極的な参加を促すためには、まずあったかふれあいセンターを知っていただく必要があるため、今年度県で作成するあったかふれあいセンターに関するパンフレットを県内社会福祉法人へ配布させていただきます。 また、あったかふれあいセンターでは、定期的に地域住民向けの交流事業等も実施していることから、県から社会福祉法人に対し、近隣地区で開催される同事業を案内し、両者が関わる機会を増やしていけるよう、後方支援を行います。	有	第2章 3-(1) あったかふれあいセンターの整備と機能強化
2	清遠委員	・保育士も人材不足。財政面も色々あると思うが、保育士をもう少し増やしていただきたい。	・幼保支援課	県では、求職者と保育職場とのマッチングや保育士修学資金の貸付などによる保育士の確保に加え、経営者層を対象とした業務改善研修など保育士の業務負担の軽減に取り組んでいます。 また、保育士の配置基準の改善など国の新たな動きを踏まえ、保育士確保対策のさらなる充実を検討しているところです。	無	
3	土居委員	・高齢者施設のハード整備に関するKPIは計画にないか。	・長寿社会課	介護保険事業支援計画のなかで施設の整備計画を盛り込んでおり、進捗は当該推進委員会のほか長寿県構想で定期的に把握しています。 令和6年度からの整備計画については各市町村にヒアリングを実施し、必要な整備の支援を行ってまいります。	無	
4	徳弘委員 長澤副会長	・LGBTQについて出てこないが、骨子案1の(13)「権利擁護の取り組みの推進」というところに入るのかな、人権に絡むのはここかなと解釈した。 ・全国でLGBTQについて地域福祉計画で言及している市町村はいくつかある。高知県としてLGBTQの人権尊厳の保障ということで、それを盛り込んでいただきたい。	・地域福祉政策課(共生) ・人権・男女共同参画課	県民一人ひとりが年齢や性別、障害の有無などに関わりなく、「困っている人を見逃さず、互いにつながり、支え合う高知県地域共生社会」を実現するためには、多様性の尊重も重要です。これは地域福祉支援計画全体を通じた内容となることから、第1章-1「計画の基本的な事項」で触れたいと思います。	有	第1章 1 計画の基本的な事項
5	徳弘委員	・国とか大きい話になってくると思うが、民生委員も同じで、ボランティア休暇やボランティア活動に使っていい有休制度などができないか。こういう声は全国的にあると思うので、そういった部分も地域福祉支援計画などに入ったらいいと思った。	・地域福祉政策課(推進)	現状、ボランティア休暇は労働基準法で定められていないため、本休暇の導入は事業主の判断によるものとなっています。厚生労働省はボランティア休暇制度の導入を推進していますが、令和4年度の意識調査では導入している企業は全体の6.5%に留まっています。 一方で、近年は地域貢献活動や自然・環境保護活動などのボランティア活動に対する関心は高まっており、従業員の社会貢献や多様な経験による成長を後押しするものと考えます。 また、民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき地域の中から推薦のあった方を市町村の推薦会で審議し、知事の推薦を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職地方公務員です。 会社員などの被雇用者の場合は、「雇用主の承諾があり、活動に支障がないと認められる者であること」と定めており(審査基本方針)、被雇用者の民生委員・児童委員も多数活動しています(活動に際し、休暇制度を利用しているかは不明)。 以上のことから、休暇制度については関係法の改正等が必要となるため、県の地域福祉支援計画に反映するものではありませんが、国の動向を注視し、必要に応じて関係団体と連携しながら民生委員・児童委員の活動を後押ししていきたいと考えています。	無	
6	宮崎委員	・介護認定について、できるだけ早期に認定していただくように努めていただきたい。	長寿社会課	介護認定については、介護保険法第27条第11項において、「申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内になければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするために必要とする期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。」となっています。 市町村においては、介護保険法に基づき適正に実施しているものと考えておりますが、主治医意見書の徴収に時間を要する場合など、申請者の個々の状態によっては30日以内に認定ができない場合もあることを、ご承知いただければと思います。 なお、適正に実施していない市町村に対しては指導を行ってまいります。	無	
7	藤原委員	・高知県は離婚率も非常に高く母子家庭、父子家庭が多い。県民所得も全国で下の方。共稼ぎが多いということで、厳しい環境の子ども達の支援や、引きこもり、自殺予防とか、いろんな高知県の特徴がでたところがこの施策の中に反映されているので、高知県の特徴を踏まえてこの地域福祉支援計画を進めていただきたい。	・地域福祉政策課(共生)	ご意見のとおり進めてまいります。	有	
8	森岡委員 長澤副会長	・小さい頃から地域の中で活動するという感覚がないと、将来リーダーになる人材は生まれづらいということを感じている。教育の中に地域福祉を盛り込んでいただけると、現場の動きもより活発になっていけると感じた。 ・3-(2)「福祉・介護人材の確保対策の推進」に、長期的な人材確保の視点で福祉教育について織り込んでいただきたい。	・地域福祉政策課(災害) ・長寿社会課	【小さい頃からの地域活動について】 福祉教育関係者と学校関係者等の地域との十分な連携、協議の場が不足していることや、地域の実情や対象者に応じた効果的なプログラムの企画が課題となっています。 そのため、高知県社会福祉協議会が中心となり福祉関係者や学校関係者等による検討会を令和4年度から開催し、多様なプログラムや日常生活をベースとした学習の展開に向け取り組んでいます。 また、各市町村ごとに市町村社会福祉協議会や学校、教育委員会等が目的や事業を共有して実践するプラットフォームづくりを進めており、市町村単位で福祉教育の推進に取り組んでいます。 県としてもこれらの取組を支援し、高知県社会福祉協議会と連携しながら取り組んでまいります。 【長期的な人材確保の視点での福祉教育について】 ご意見のとおり次期計画に盛り込んでまいります。	有	【小さい頃からの地域活動について】 第2章 2-(7) 地域の福祉活動への若い世代など地域住民の参画の推進 【長期的な人材確保の視点での福祉教育について】 第2章 3-(2) 福祉・介護人材の確保対策の推進
9	森岡委員 長澤副会長	・ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの「気づいてつなぐ高知地域共生社会研修」について、メンバーになった後に他のメンバーとの集まりが市町村単位などであれば良いと感じた。メンバーになった後の実践があるときにやる気も生まれるなというふうにした。 ・ソーシャルワーク教育の中で非常に重視しているのはグループワークや振り返り。この研修を受けた人が次に同じような研修を受ける人と語る場をつくって、実際に自分の関わった事例について共有したり、そこで新たな気づきや学びを得たりというような、二段階目の学習の機会を設けていただければいいと思った。専門職や支援者のセインが次の段階でできれば、人材の定着や質の向上につながるのかなと思った。	・地域福祉政策課(共生)	次年度に向けて、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの拡大を検討しており、県民メンバーの獲得によるネットワークの拡大だけでなく、「高知地域共生社会推進宣言」企業や団体等との情報交換会の実施等ができればと考えています。 いただいたご意見も踏まえながらバージョンアップを検討してまいります。	無	
10	長澤副会長	・令和6年4月から困難女性支援法が施行される。現在は計画策定段階のためこの計画に盛り込むことは難しいと思うが、支援の対象者として入れていただいたり、困難女性支援の計画で定める事との連携についてこの計画の中に入れていただきたい。	・地域福祉政策課(共生) ・人権・男女共同参画課	困難な問題を抱える女性への支援についての項目を立て、支援の方向性を記載するよう調整します。	有	第2章 1-(13) 様々な困難を抱える女性への支援

骨子に関する後日意見

整理番号	委員からの意見		対応案		
	内容	担当課	回答	次期計画への反映有無	反映箇所
11	・「たて糸」の中でも横の連携が必要であることを明確にすべきでは。	・地域福祉政策課（共生）	「たて糸」の取り組みを進めるうえで重要なことは縦割りの制度サービスのすき間を埋めて包括的な支援体制を構築することと考えています。ご指摘いただいているように、行政の仕組みづくりにも横の連携が重要であり、国が進める重層的支援体制整備事業の中にも多機関協働事業が位置づけられています。たて糸の中での横の連携については、たて糸の取り組み全体に関わる部分となるため、総論で触れることとしたいと思います。	有	第2章 1 総論に記載予定
12	・「たて糸」は「相談支援体制づくり」ではなく「包括的な支援体制づくり」とすべきでは。	・地域福祉政策課（共生）	ご意見のとおり、包括的な支援体制づくりでは「相談支援体制」づくりだけでなく、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」にも取り組む必要があることから、計画の内容1を「『高知型地域共生社会』の実現に向けた包括的な支援体制づくり（『たて糸』の取り組み）」とします。	有	第2章 1 「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり
13	・骨子案の「地域づくり」と法の求める「地域づくり」の関係整理が必要ではないか。	・地域福祉政策課（共生）	ご意見のとおり整理を行い、第2章の2のタイトルを「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域のネットワークづくりとします。また、社会福祉法で求められる「地域づくり」は計画の内容の3「『高知型地域共生社会』を支える基盤づくり・人づくり」にも関連することから、総論でその点について触れることとしたいと思います。	有	第2章 2のタイトルを「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域のネットワークづくりに修正 地域づくりについては第2章3の総論に記載予定
14	・「専門職」が「たて糸」「よこ糸」のどちらに属するのか分かりにくいように思われる。	・地域福祉政策課（共生）	「たて糸」、「よこ糸」双方に重要な存在と考えています。さらに人材確保は「基盤」でもあることから、それぞれに「たて糸」では制度メイン、「よこ糸」では連携メイン、「基盤」では純粋な人材確保メインで書き分けていくと考えています。	有	各柱で書き分け
15	・法の求める「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」をはじめ、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」との関係が骨子案では分かりにくいのではないか。	・地域福祉政策課（共生）	第2章の1を「『高知型地域共生社会』の実現に向けた包括的な支援体制の整備」とし、重層的支援体制整備事業を含め、包括的な支援体制の整備について1-（1）「市町村における包括的な支援体制の整備の推進」で各分野に共通して取り組むべき事項として触れることとします。	有	第2章 1-（1） 市町村における包括的な支援体制の整備の推進
16	・SDGsについての記載を引き続き検討して欲しい。	・地域福祉政策課（共生）	SDGsについては地域福祉支援計画全体を通じた内容となることから、第1章-I「計画の基本的な事項」に盛り込むほか、第2章-IIの各項目にSDGs開発目標番号を表示することとしたいと思います。	有	全体
17	・あつたかふれあいセンターの活用について、各センターのこれまでと現状を踏まえたときに、どこまでの拠点機能を持つことが可能かを整理する必要があるのではないか。あるいは「拠点」の補完機能を担うことが望ましい場合もあるのではないか。	・地域福祉政策課（推進）	あつたかふれあいセンターでは、相談・訪問・つなぎ等の機能を通じて課題を抱える世帯を把握し、支援機関につなげる役割を持っています。一方で、同センターには専門資格を持たない職員も多数いるため、管轄内の課題を抱える全世帯に対してその役割を担うことは困難です。そのため、「行政主体の『たて糸』」である市町村の多機関協働による包括的な支援体制整備の促進に関する協議の場において、当センターが積極的に参画し、市町村や専門機関（センターを補完、サポートする役割）との役割分担をこれまで以上に明確にする必要があります。実際、一部のセンターからは既に、利用者の抱える課題の深刻さや要介護度の高さ等から、対応に困難を感じているという声も聞かれるため、早急に対応する必要があります。以上のことから、あつたかふれあいセンターは介護や高齢者といった分野や属性によらず地域の困りごとや相談ごとを早期に見出し、必要な支援につなぎ、深刻な課題を抱える事例などに対しては迅速に市町村や専門機関へつなぐことができるよう、日常的に役割分担を明確にし、情報共有できるネットワークの構築を進めてまいります。	有	第2章 3-（1） あつたかふれあいセンターの整備と機能強化